



平成 27 年 5 月 29 日

各 位

会 社 名：株 式 会 社 C D G
代 表 者 名：代 表 取 締 役 社 長 大 平 孝
(コード 2487・東証 JASDAQ)
問 合 せ 先：管 理 部 長 山 川 拓 人
電 話 番 号：(0 6) 6 1 3 3 - 5 2 0 0

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 29 日開催の取締役会において、下記のとおり、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 41 期定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 経営環境の変化に迅速に対応するとともに、事業年度における取締役の経営責任をより明確にするため、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮することとし、現行定款第 21 条第 1 項について所要の変更を行うものであります。また、これに伴い任期の調整に関する同条第 2 項を削除するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、責任限定契約を締結できる役員 の 範 囲 が 変 更 さ れ た こ と に 伴 い、業 務 執 行 を 行 わ な い 取 締 役 及 び 社 外 監 査 役 で な い 監 査 役 に つ い て も、そ の 期 待 さ れ る 役 割 を 十 分 に 発 揮 す る こ と が で き る よ う、現 行 定 款 第 28 条 (社 外 取 締 役 と の 責 任 限 定 契 約) 及 び 第 37 条 (社 外 監 査 役 と の 責 任 限 定 契 約) の 一 部 を 変 更 す る も の で あ り ま す。な お、現 行 定 款 第 28 条 (社 外 取 締 役 と の 責 任 限 定 契 約) の 変 更 に つ き ま し て は、各 監 査 役 の 同 意 を 得 て お り ま す。
- (3) 機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、剰余金の配当等を取締役会決議によって行うよう、第 41 条 (剰余金の配当等の決定機関)を新設するものであります。
- (4) 第 41 条 (剰余金の配当等の決定機関)の新設により、会社法 459 条第 2 項の要件を満たす限り、取締役会決議によって市場から自己株式を取得することが可能となりますので、第 41 条 (剰余金の配当等の決定機関)の一部と内容が重複する現行定款第 7 条 (自己株式の取得)を削除するものであります。
- (5) 第 41 条 (剰余金の配当等の決定機関)の新設により、取締役会決議によって剰余金の配当を行うことが可能となりますので、第 41 条 (剰余金の配当等の決定機関)の一部と内容が重複する会社法第 454 条第 5 項に規定する中間配当について定めた現行定款第 43 条 (中間配当及び基準日)を削除するものであります。
- (6) その他、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うために所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線部分に変更部分を示しております)

現行定款	変更案
<p><u>第1条</u> ～ <u>第6条</u> (条文省略)</p> <p>(<u>自己の株式の取得</u>)</p> <p><u>第7条</u> 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p><u>第8条</u> ～ <u>第20条</u> (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p><u>第21条</u> 取締役の任期は、選任後<u>2年以内</u>に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>第22条</u> ～ <u>第27条</u> (条文省略)</p> <p>(<u>社外取締役との責任限定契約</u>)</p> <p><u>第28条</u> 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める額に限定する契約を締結することができる。</u></p> <p><u>第29条</u> ～ <u>第36条</u> (条文省略)</p> <p>(<u>社外監査役との責任限定契約</u>)</p> <p><u>第37条</u> 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める額に限定する契約を締結することができる。</u></p>	<p><u>第1条</u> ～ <u>第6条</u> (現行通り)</p> <p>(削除)</p> <p><u>第7条</u> ～ <u>第19条</u> (現行通り)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p><u>第20条</u> 取締役の任期は、選任後<u>1年以内</u>に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p><u>第21条</u> ～ <u>第26条</u> (現行通り)</p> <p>(<u>取締役との責任限定契約</u>)</p> <p><u>第27条</u> 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める額に限定する契約を締結することができる。</p> <p><u>第28条</u> ～ <u>第35条</u> (現行通り)</p> <p>(<u>監査役との責任限定契約</u>)</p> <p><u>第36条</u> 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める額に限定する契約を締結することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="225 387 612 421"><u>第 38 条 ～ 第 41 条</u> 〈条文省略〉</p> <p data-bbox="459 456 549 490">〈新 設〉</p> <p data-bbox="225 754 520 788"><u>(期末配当及び基準日)</u></p> <p data-bbox="225 797 783 999"><u>第 42 条 当社は、毎年 3 月 31 日を基準日として、定時株主総会の決議によって、株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。</u></p> <p data-bbox="459 1010 549 1043">〈新 設〉</p> <p data-bbox="459 1102 549 1135">〈新 設〉</p> <p data-bbox="225 1234 520 1267"><u>(中間配当及び基準日)</u></p> <p data-bbox="225 1276 783 1523"><u>第 43 条 当社は、毎年 9 月 30 日を基準日として、取締役会の決議によって、株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。</u></p> <p data-bbox="225 1574 464 1608"><u>第 44 条</u> 〈条文省略〉</p>	<p data-bbox="809 387 1197 421"><u>第 37 条 ～ 第 40 条</u> 〈現行通り〉</p> <p data-bbox="820 456 1171 490"><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p data-bbox="809 499 1367 701"><u>第 41 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</u></p> <p data-bbox="820 754 1107 788"><u>(剰余金配当の基準日)</u></p> <p data-bbox="809 797 1367 875"><u>第 42 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u></p> <p data-bbox="852 1010 1367 1088">2 <u>当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</u></p> <p data-bbox="852 1102 1367 1180">3 <u>前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p data-bbox="1043 1234 1133 1267">〈削 除〉</p> <p data-bbox="809 1574 1048 1608"><u>第 43 条</u> 〈現行通り〉</p>

3. 日程(予定)

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成 27 年 6 月 25 日(木)
平成 27 年 6 月 25 日(木)

以 上